

## 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

#### a. 企業間の連携

地元の小売業者や飲食店と直接契約を結び、主力商品である枝豆を新鮮な状態で供給します。これにより、輸送コストを抑えつつ高鮮度の商品を提供し、地域経済を支える新たな農業産業の柱を築きます。

#### b. IT 実装支援

圃場ごとの作業はアプリ「Agrion」などを用いて記録し、生産者間でのデータ共有を実現します。さらに、調整場では顧客データを一元管理し、発注業務の効率化とミスの削減を図ります。

#### d. グリーン化の取組

農業の特性を活かし、作物と緑肥を組み合わせた栽培により持続的なCO<sub>2</sub>削減を推進します。具体的には、農閑期に緑肥を栽培することで年間を通じた光合成量を拡大し、緑肥の減肥効果により家畜堆肥や化学肥料の使用を削減します。また、畦畔（けいはん）の芝生化により圃場管理の省力化を図るとともに、CO<sub>2</sub>の排出抑制や夏季の蒸散効果による気温低減にも貢献します。

### 2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

#### ①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費や

エネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

## ②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

## ③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

## ④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

### 3. その他（任意記載）

エンドユーザーに適正な価格転嫁が可能となるような価格設定を行い、その方針に基づき、生産現場における意思決定権を強化した「プロダクトアウト」型の体制を構築します。また、その価格と価値の関係が流通の各段階に正しく伝わるよう、情報発信を徹底し、全ての関係者に共有される仕組みを整備します。

令和7年10月16日

中村農園

代表 伊藤 公太郎

企 業 名

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。